

令和8年度宮崎県地域生活定着促進事業 企画提案競技実施要領

1 目的

地域生活定着支援事業により設置する、宮崎県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の事業及び運営の委託業務を受託する候補者を選定するために、必要な事項を定めるもの。

2 委託事業名

令和8年度 宮崎県地域生活定着促進事業

3 事業内容

この事業は、「令和8年度宮崎県地域生活定着促進事業仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）」（以下「運営指針」という。）に基づき、運営・実施します。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託料について

(1) 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

23,622,000円

※ 本件企画提案競技は、宮崎県の令和8年度当初予算が議決となり、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

※ 委託料の支払いは概算払による。

(2) 対象経費

委託料の対象経費については次のとおりとする。

報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

※ 常勤・専任以外の職員に係る経費は、この事業に従事したと認められる範囲内についてのみ対象経費とする。

6 参加資格要件

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格

停止の措置を受けていないこと。

- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

7 企画提案協議実施の公示方法

県ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 公示 | 令和8年2月20日（金） |
| (2) 質問締切 | 令和8年3月4日（水） |
| (3) 企画書等提出期限 | 令和8年3月12日（木） |
| (4) 審査委員会 | 令和8年3月19日（木） |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年3月23日以降 |

9 企画提案競技の方法等

- (1) 応募書類等の提出

① 提出書類

- ア 宮崎県地域生活定着促進事業委託応募書（別添様式1）
 - イ 宮崎県地域生活定着促進事業計画書（別添様式2）
 - ウ 団体の概要に関する書類（別添様式3）
 - エ 誓約書（別添様式4）
 - オ その他添付書類
 - ・応募者の概要（組織体制や業務内容を表すもの。応募者団体の概要、パンフレット等）
 - ・定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
 - ・役員名簿
 - ・法人にあっては、法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
 - ・直近3年間の事業報告書・収支決算書、事業計画書・収支予算書
 - ・本業務受託時の実施体制図（本業務統括責任者、体制表、緊急連絡先等）
- ※ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認められない。

② 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時

③ 提出方法

平日の午前9時から午後5時までの間に、持参又は郵送。

④ 提出部数

8部（正本1部、副本（コピー）7部）

⑤ 募集に関する質問及び回答

本募集要項に関する質問は、次により受け付け、電子メール又はFAXのいずれかにより質問者あてに直接回答し、ホームページに掲載する。

- ・受付期間 令和8年3月4日（水）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

⑥ 提出先及び問い合わせ先

宮崎市橘通東2丁目10番1号（防災庁舎2階）
宮崎県福祉保健部福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当
担当：稻嶺
TEL 0985-44-2660 FAX 0985-26-7326
E-mail:fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

10 審査方法等

- (1) 県が設置する令和8年度宮崎県地域生活定着促進事業業務委託に係る審査委員会において審査を行い、選定する。
令和8年3月19日（木）午後【予定】に、同審査会において応募団体等によるプレゼンテーションを予定。詳細については応募団体に別途連絡。
なお、応募が一社だった場合は、書類審査のみとする。

(2) 審査基準

別表の各項目の審査内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点。各審査委員の採点数合計で算出。（同点の場合、審査委員の協議により決定）

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。
- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合又は参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
 - ② 申請書類の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しない場合。
 - ③ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合。
 - ④ 提案の内容が契約上限額を超えている場合。
 - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、当該手続きに関する条件に違反した場合。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、申請者全てに文書で通知予定。（令和8年3月下旬頃）

※ 審査結果及び採択事業者名は、県のホームページに公表予定。

11 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

12 その他留意事項等

- (1) 実施要領に明記されていない事項について、提案を盛り込むことを妨げない。
ただし、応募団体と関係のない資料が提出された場合、審査対象とはしない。
- (2) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案協議以外の目的以外で、原則として使用しない。
- (4) 申請受付後に辞退する場合には、書面により申し出ることとする。（様式は任意）

(別表：審査基準)

審査項目	審査内容	配点	
1 運営方針	①センターの運営方針について、運営指針に沿ったものとなっているか。	10	5
	②業務の遂行にあたり、公正・中立性を確保できるか。		5
2 管理運営	③業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウがあるか。	45	10
	④応募団体として、県から同種及び同規模の業務を受託した実績があるか。		10
	⑤センターの運営体制や事業の規模、内容等について、仕様書に基づき具体的に計画されているか。		5
	⑥センターの設置場所（人口規模や保護観察所等の関係機関との距離等を考慮、かつ県内全域をカバーできるか、）開所日、開所時間は適当か。		5
	⑦実施要領に基づいた職員体制（職員数）が確保されているか。		5
	⑧事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員を配置しているか。		10
3 事業内容	⑨矯正施設退所者に対する支援業務について具体的に提案されているか。	30	5
	⑩被疑者・被告人等に対する支援業務について具体的に提案されているか。		5
	⑪支援業務記録の整備等の事業管理運営を適切に行う体制は整えられているか。		5
	⑫自治体や福祉関係事業所等の関係機関との連携体制が整えられているか。		5
	⑬本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める計画があるか。		5
	⑭実施可能性のある提案となっているか。		5
4 経済性	⑮事業の実施に必要な経費は、提案上限額の範囲内であり、適正かつ経済的に積算されているか。また、安定した経営基盤と十分な管理能力及び適正な会計処理ができているか。	10	5
	⑯提案価格に優位性はあるか（1－提案金額/契約上限額）×配点。 ※小数点以下切り捨て		5
5 その他	⑰上記以外で、事業の目的に沿った有益な提案等があるか。	5	5
合 計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点以上になつたとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準より優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能